

最低工賃の改正決定に関する公示

埼玉労働局最低工賃公示第1号

家内労働法（昭和45年法律第60号）第10条の規定に基づき、埼玉県紙加工品製造業最低工賃（平成9年埼玉労働基準局最低工賃公示第2号）の全部を次のように改正する決定をしたので、同法第12条第1項の規定により公示する。

令和6年6月26日

埼玉労働局長 片淵 仁文

埼玉県紙加工品製造業最低工賃

- 適用する家内労働者 埼玉県の区域内で紙加工品製造業に係る組立て箱の組立て又はサックはり箱の折曲げ及びのり付けの業務に従事する家内労働者
- 適用する委託者 前号の家内労働者に前号の業務を委託する委託者
- 第1号の家内労働者に係る最低工賃額 次の表の品目欄、規格欄及び業務欄の区分に応じ、金額欄に掲げる金額

品目	規 格	業 務	金 額
組立て箱	容積が1,000立方センチメートル未満のもの	上箱及び下箱の組立て	1組につき 7円45銭
	容積が1,000立方センチメートル以上3,000立方センチメートル未満のもの		1組につき 8円78銭
	容積が3,000立方センチメートル以上5,000立方センチメートル未満のもの		1組につき 11円45銭
	容積が5,000立方センチメートル以上のもの		1組につき 14円32銭
サックはり箱	面積が500平方センチメートル未満のもの	折曲げ及びのり付け	1個につき 2円99銭
	面積が500平方センチメートル以上1,000平方センチメートル未満のもの		1個につき 3円35銭
	面積が1,000平方センチメートル以上3,000平方センチメートル未満のもの		1個につき 3円94銭
	面積が3,000平方センチメートル以上のもの		1個につき 4円42銭

備考 上記金額は、のり代を除くものとする。

- 効力発生の日 令和6年7月26日